



### 人の行く裏に道あり花の山

これは株式業界で語られる有名な格言である。  
 行列のできる店、入場一番乗りを目指す行列。  
 かつてのソビエト連邦では、少ない商品を手に入れるために何時間待ちの行列が出来ていた。  
 とにかく人は、誰かが並ぶと、その後ろに並びたくなる習性があるように思えてならない。  
 一体自分というものはどこに行ったのか。  
 自分の主張はないのか、大いに疑問に思う。  
 冒頭の『人の行く裏に道あり花の山』は、人と同じことをやっているは何も手に入らない、と教えているのだ。  
 株式や各種相場でもうけている人は、人が買いに入る頃を見越して既に売りに回る。

#### 人と反対に動く、これがもうける鉄則だ。

師と仰ぐ経営者は、『人が浮かれている超好景気のバブル期には、物を買ってはならん！物が売れなくて、お金が欲しくて欲しくて商人たちが喉から手が出るほどお金を欲しがるときに物は買うものだ！』と教えた。

バブルに踊った経営者たちは皆消えた。

商売の定石 『人の行く裏に道あり花の山』



情報提供: 特別情報紙

### 住宅ローン減税2年半延長 消費増税延期で政府・与党検討



政府・与党は消費増税の延期に対応するため関連法を改正する調整に入った。  
 住宅資金の贈与時の非課税枠を最大 3000 万円に上げる時期を 10 月から2年半延期する。  
 住宅ローン減税の期限も延ばすほか、軽減税率の開始後に消費税率を記録するインボイス(税額票)も導入延期を検討する。

景気に配慮しつつ、増税を見込んでいた消費者や事業者の混乱を防ぐ。  
 政府は 17 年4月に消費税率を 10%に上げる前提でいくつかの税制を改正し、今年の通常国会で法整備を終えた。  
 増税の前提が崩れ、予定通り改正するか時期を遅らせるかを議論する必要が生じている。  
 今後、与党の税制調査会で方針を固め、秋の臨時国会で必要な法改正をする見通しだ。

実施時期を見直すものの一つが住宅の購入に関わる税制だ。

子や孫に住宅の購入資金を渡した際に贈与税をかからなくする制度では、現行で最大 1200 万円の非課税枠を 16 年 10 月～17 年9月に最大 3000 万円に上げることになっている。

高額な支出になる住宅は増税後の冷え込みが大きく、影響が最も出やすい時期に非課税枠を拡大する設計にしている。

増税の先送りに合わせ 3000 万円に上げる時期を 19 年4月に遅らせる。

住宅の購入資金の借入残高に応じて所得税を減らす住宅ローン減税も制度の終了時期を2年半延長する。

10 年間で最大 500 万円分の税金を差し引ける仕組みを増税前後にも続けられるようにする。

15 年 10 月の 10%への増税が1年半先送りされた際にも、同じように1年半延長した。

安倍晋三首相は消費税率 10%時に導入する軽減税率を2年半延期すると表明している。

これを踏まえ事業者が取引する商品ごとに税率を記録するインボイス制度は、21 年4月の導入時期を同じ期間遅らせる検討をする。

消費者が自動車を購入する際に支払う自動車取得税を廃止し、燃費に応じて0～3%の税率をかける新税の導入も消費税率を 10%に上げると同時に実施する予定になっている。

総務省は地方自治体の間の財政格差を縮めるための税収の再配分強化策と併せて2年半延期する方向で調整する。

情報提供: 日本経済新聞